

【第7期】福岡県感染拡大防止協力金（令和3年5月12日～31日）

協力金・要件確認フローチャート（※5月14日修正）

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？

（ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。）

↓ はい

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？（食品衛生法の飲食店営業許可など）
※飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は要請対象のため「はい」に進んでください

↓ はい

要請開始以前（令和3年5月11日）において、酒類又はカラオケ設備の提供がありましたか？（利用者による酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む）

↓ はい

休業要請（全ての期間、終日休業）に応じますか？

いいえ

↓ いいえ

要請開始以前（令和3年5月11日）において、20時～朝5時までの時間帯に営業していましたか？

はい

はい

時短要請（営業時間を5時から20時にする）、及び酒類及びカラオケ設備の提供取り止めに応じますか？

（酒類及びカラオケ設備の提供は終日取り止めとしてください。利用者による酒類持ち込みについても取り止めてください。）

はい

いいえ

協力金の対象
（休業対応）

協力金の対象
（時短対応）

協力金の対象外
（申請できません）

※申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。